

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

当社発行の前払式支払手段「e-さいふ」は 2019 年 4 月 9 日をもってサービスを終了いたしました。

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内にお手続きくださいますようお願いいたします。

記

- 払戻しを行う前払式支払手段の発行者
三菱UFJニコス株式会社

- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
e-さいふ

- 払戻しの申出期間
2019 年 4 月 10 日（水）～7 月 31 日（水）
※上記期間中に申出いただけない場合には、この払戻しのお手続きから除斥されますのでご注意ください。

- 払戻しの申出の方法
e-さいふウェブサイト（<https://www.mun-prepaid.com/>）へアクセス・ログインいただき、所定のフォーマットに必要事項をご入力ください。

- 払戻しの方法
セブン・ペイメントサービスが提供する「現金受取サービス」、もしくは「Amazon ギフト券（チャージコード）」をお客さまにご選択いただき払戻しいたします。

- 本件に関するお問い合わせ先
三菱UFJニコス株式会社
e-さいふ事務局 0570-077-117 または 03-6732-3737
受付時間／9：00 ～ 17：00（年末年始を除く）

三菱UFJニコス株式会社
2019 年 4 月 10 日